

議案第三八号

職員の退職手当に關する条例の一部を次のように改正するものとする

昭和三十三年六月二十日提出

三朝田長 坂出雅

昭和三十三年六月廿七日議決

三朝田議会議長 藤幸太郎

原案可決

昭和三十三年三朝田条例第 号

職員の退職手当に關する条例の一部を改正する条例

第五系の見出しを「(整理退職等)の場合の退職手当」

に改め同系第一項中「又はその意に及し退職した者」を「若しくはその意に及し退職した者又



は三十五年以上勤続しその者の非違によることなく
勤しようを受け、退職した者」に改める。

附則第三項以下を次のように改める。

3. 昭和三十一年十一月一日に現に在職していた職員、同事同
月同日以前における勤続期間の計算については、第七
条（第五項中「この場合において、その者の職員以外の
地方公務員等」としての引き続いた在職期間の計算に
ついては、四項の規定を準用する」を除く）の規定の
例による。

4. 昭和三十一年十一月一日に現に在職していた職員であつて、恥
員以外の地方公務員等から引き續いて恥員となつたもの
及び同事同月同日に現に在職していた恥員以外の地方公務
員等であつて同日以後に引き續いて恥員となつたものの

同年十月一日以前における職員以外の地方公務員等として勤続期間の計算については、第七条第五項及び第六項の規定の例による。

5. 前項の場合において、先に職員として在職した者であつて昭和三十一年十月一日以前においてこの条例の規定による退職手当に相当する給与の支給を受けることなく引き続いて職員以外の地方公務員等となつたものについては、第十四条の規定により退職手当を支給されないで職員以外の地方公務員等となつたものとみなして同項の規定を適用する。

6. 昭和三十一年十月一日以後の死に因り退職した職員（第十四条第二項の規定に該当する職員を除く。）に対する退職手当の額は、当分の間、第十四条の規定にかかわらず、同条の規定により計算した額に、その者の給料月額に百分の四百

を算して得た額を加算した額とする。

この場合においては死亡賜金、死亡一時金その他これに類するものは支給しない。

クこの条例施行の際現に在職する職員のうち、職員として勤続期間が十年以上である者が、年令五十年以上で、その者の非違によることなく勸しよを受け、退職した場合には、第五條の規定に該当する場合のほか、当分の間、同條の規定による退職半当を支給することができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。